

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	青森県教育委員会
指定したモデル地域名	青森市

概 要

モデル地域の構成（平成 26 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
県立	高等学校 10 校、特別支援学校 8 校
市立	小学校 45 校、中学校 20 校
私立	幼稚園 31 園、中学校 2 校、高等学校 3 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

モデル地域では、保育所等に入所する教育的ニーズのある乳幼児に対して、子ども支援センターが中心となり、県立特別支援学校の教員が帯同し、具体的な支援について助言をするなど、就学前の乳幼児に対する継続した支援を行っている。

モデル地域の小・中学校における校内委員会設置率及び特別支援教育コーディネーター指名率は平成 19 年度以降 100%で推移するとともに、平成 26 年度における個別の指導計画の作成率は、小学校で約 93.3%、中学校で 100%、個別の教育支援計画の作成率は、小学校で 82.2%、中学校で 75.0%と、県や国の平均よりも高い割合を示している。また、特別支援学級の設置率は、小学校で 84.4%、中学校で約 100%であり、県全体の小学校 83.8%、中学校 87.7%と比べると高い状況にある。これらのことから、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する適切な指導と必要な支援のための体制の整備が進められていることがうかがえる。

さらに、高等学校については、平成 21・22 年度の 2 か年にわたって県重点事業を県内 6 校の指定校（6 モデル地域に各 1 校）で実施し、学習上及び生活上の困難を有する生徒に対する校内支援体制の整備などによる総合的な支援体制の検討と県内各校への成果普及を行った。これにより県内各高等学校における特別な教育的ニーズのある生徒への対応についての関心が高まり、今年度においては文部科学省委託事業である「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」を活用した取組を進めている。

モデル地域にある県立特別支援学校と近隣の小・中学校等との学校間交流については、全ての県立特別支援学校で実施しており、具体的な内容としては、ダンスやゲームなどの特別活動、職場体験発表などの総合的な学習の時間、運動会や学習発表会などの学校行事、朝の会や給食体験等であった。一方、在籍幼児児童生徒の居住地校交流の実施実績は、対象校のみで、平成 25 年度は 2 名、平成 24 年度は 1 名と実施数は高くない状況であり、インクルーシブ教育システムを構築する上で課題として挙げられていた。

## 2. 取組の概要

### 【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

対象校、居住地校、教育委員会、教育事務所、合理的配慮協力員で組織した連絡協議会を開催し、取組の具体的な内容、校内体制作り等について意見交換を含めた協議を行った。ここでは、事業終了後に対象校が拡大することを想定し、モデル地域の県立特別支援学校もオブザーバーとして参加した。

合理的配慮協力員には、特別支援学校の経験が長く、具体的指導における専門性が高い前県立特別支援学校長に依頼した。居住地校には、各校の訪問により、視覚的な手掛かりの活用、補聴システムによる聞こえの確認、対象児童の座席の位置、教員の立ち位置、説明・指示をするタイミング、事前の語句の意味の押さえなどについて、障害に応じた配慮が適切に行われるようになったとの報告があった。対象児童の合理的配慮について検討する際にも、児童の実態を踏まえた具体的な助言を受けた。

また、交流及び共同学習をより一層推進するための保護者向けリーフレットを作成し、県内の特別支援学校及び特別支援学級の全幼児児童生徒に配布するとともに、小・中学校や高等学校、教育事務所、就学事務を担当する市町村教育委員会へ配布し周知を図った。あわせて、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解・啓発を図るため、教職員のみならず、一般県民等を対象とした研修会を開催した。

さらに、交流及び共同学習の今後の体制整備に資することができるものと考え、先進校視察を行い、実施に係る手続きや取組状況などについて情報収集をした。

### 【モデル地域内における取組】

校内組織に担当部署及び担当者を位置付け、管理職、教務主任、学部主任、対象児童担任による推進委員会を設けた。全教職員を対象とした交流及び共同学習に係る研修会を実施し、他の学部や学級に周知を図った。

年度当初に関係校の教頭及び教務主任、学年主任、担当者が集まり、年間の実施について協議し、年間計画を作成した。担当者同士で、扱う単元及び題材に入る前に指導計

画を検討し、事前、事後の指導や当日の内容について共通理解するとともに、担当者ごとに各校の指導目標に基づき評価を行った。年度末に関係校の教頭及び教務主任、学年主任、担当者が集まり、取組の成果と課題を確認し、次年度の実施に反映させた。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画に合理的配慮を記載することとし、担任、副担任が主となり作成し、その際、保護者や本人の願いや必要な合理的配慮について確認した。最終的に、学部全体で個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容について確認した。保護者との合意形成については、年度当初、学期末、年度末に確認し、必要に応じて修正した。また、本人との合意形成については、活動する中で確認し、必要な対応を取った。また、本人との話合いで変更した部分については、保護者にも確認を取った。居住地校担当者とも合理的配慮に関して情報提供し、実施可能な対応であるかを検討した。難しい場合は、代替手段を検討するようになった。

合理的配慮として補聴システム及び補助マイク、情報保障としてタブレット端末を活用した。教員の説明や指示だけでなく、周囲の児童の発言も明瞭に聴き取ることができ、タイムリーな情報を基に学習に参加できたことが大きな変化であり、話合いにも意欲的に参加し、自ら発言する場面も見られるようになった。

### 3. 成果及び課題

成果としては、対象児童と居住地校児童との日常的な関わりが見られた点、情報保障としての補聴システムやタブレット端末の活用が有効であった点、合理的配慮協力員による指導・助言を踏まえた授業改善が図られた点、居住地での交流及び共同学習を進めるに当たっての体制整備がスムーズに進められた点が挙げられた。

課題としては、居住地校における通常の学級に在籍する児童に対する障害理解に関する指導内容の取扱い、教科学習における両校の内容のすり合わせが挙げられた。

このことから次年度は、居住地校の児童や教員が、対象校を訪問し、合理的配慮や障害理解を深めたり、教員同士が効果的な打合せ方法を模索しながら、児童の学習内容の理解を深めさせたりするなど、より多くの児童生徒の交流及び共同学習の実施に寄与する取組を進めたいと考える。